

地方交付税の安定的確保を求める意見書

地方交付税は、地方自治体が住民の生活に必要な不可欠な行政サービスを安定的に提供するための財政的な基盤であり、安定的に確保されるべきものである。

平成27年度の地方財政計画では、地方創生に必要な歳出のため、新規財源を含め1兆円が計上される一方、地方税が増収となる中で地方交付税は前年度比1千億円の減となった。

多くの地方自治体は地方税の増収が見込まれる中でも、必死に行財政改革に取り組み、行政サービスの維持・向上を図っているところであるが、地方税の課税客体が偏在化しているため、地方税が増収となる時期には、自治体間で税収格差が広がる懸念もある。

よって、国においては、地方交付税の財源保障機能と財源調整機能を維持するため、今後も地方交付税を十分かつ安定的に確保するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年12月25日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣 あ て
総 務 大 臣
財 務 大 臣
地 方 創 生 担 当 大 臣

福島県議会議長 杉 山 純 一